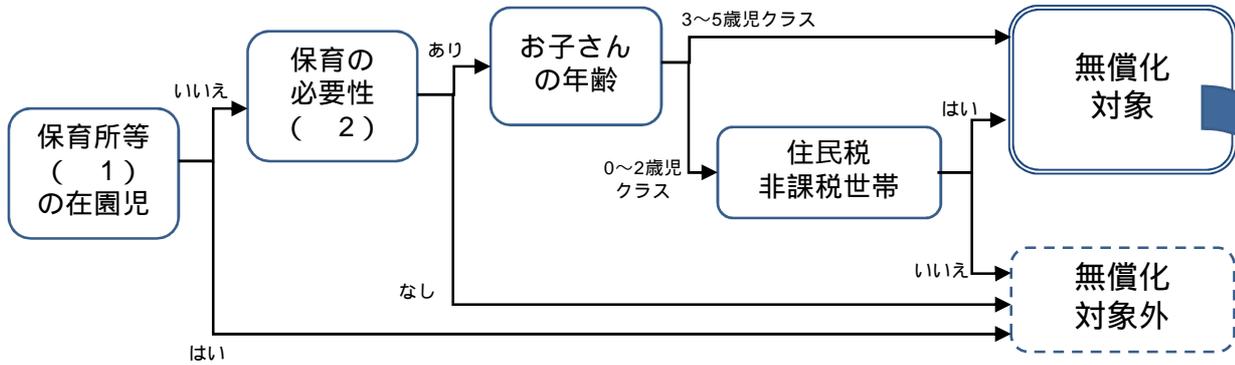


令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化が始まります

認可外保育施設・一時預かり事業等の利用が無償化の対象となる場合



1 保育所等・・・認可保育所、一定基準（平日8時間・年200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園
2 保育の必要性・・・詳しくは裏面参照

「無償化対象」の方は、認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料が（3～5歳児クラス）月額37,000円まで / （0～2歳児クラス）月額42,000円まで無償化されます。

無償化にあたり必要な手続き

無償化にかかる給付を受けるためには、**保育の必要性の認定が必要です。**

詳しくは裏面をご覧ください。

認可外保育施設・一時預かり事業とは

- ・認可外保育施設（ベビーシッター含む）
- ・一時預かり事業
- ・病児、病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター

長崎市が「確認」を行った施設が無償化の対象となります。対象施設は子育て応援情報サイト「イーカオ」でご確認ください。

無償化にかかる給付費の請求

「施設等利用給付請求書」に、施設が発行した「領収証書」と「提供証明書」を添付して、市へご提出ください

- ・利用料は、これまでどおり一度施設へお支払いください。
- ・様式は子育て応援情報サイト「イーカオ」に掲載します。
- ・毎月10日（土日祝の場合は翌開庁日）までに提出があったものは、翌月末（月末が土日祝の場合はその前の平日）に指定口座へ振り込みます。 毎月の請求や、複数月分をまとめた請求もできますが、請求可能なのは利用から2年以内のものに限ります

発行・問い合わせ先：長崎市こども部幼児課

TEL:095-822-8888（あじさいコール）

MAIL: yoji@city.nagasaki.lg.jp

長崎市外にお住まいの方は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

詳しくは、子育て応援情報サイト「イーカオ」をご覧ください。

QRコード



認可外保育施設等を利用されている皆さまへ

幼児教育・保育の無償化にあたり必要な認定申請について

認可外保育施設等を利用されている方が、無償化の給付を受けるためには、長崎市から**保育の必要性の認定（新2号,新3号認定）を受ける必要があります。**

認定に必要な書類は、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」でダウンロードしていただくか、幼児課の窓口で取得していただき、幼児課へ提出してください。

長崎市外にお住まいの方は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

**認定を受けていない場合、無償化給付の対象とはなりません。
ご注意ください。**

認定の有効期間は申請日（市が書類を受理した日）以前に遡ることはできません。無償化の給付を受ける場合は、利用日より前に認定を受けてください。

【保育の必要性について】

無償化の給付を受けるためには、保護者のいずれもが以下のどれかの条件を満たす必要があります。（父母世帯の場合はそれぞれの証明が必要）

事由	保護者の状況	認定の有効期間
就労	居宅外で労働することを常態としている。 又は、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている。	小学校就学前までの期間内で、左記の状況が継続している期間
妊娠・出産	妊娠中、または出産前後である。	妊娠中から出産後8週目を迎える日の月末まで
疾病・障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している。	疾病・障害により、家庭内保育ができない期間
親族の介護・看護	長期にわたり、疾病の状態にある親族又は精神もしくは身体に障害を有する親族を常時介護・看護している。	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧にあたっている。 （ボランティアでの従事を含む）	災害復旧に従事する期間
求職活動	求職活動（自営業の起業準備を含む）を継続的に行っている。	求職活動開始後90日目を迎える日の月末まで
就学 （職業訓練含む）	学校教育法に規定された学校・専修学校・各種学校や職業訓練校に在学している。	卒業（修了）予定日を迎える日の月末まで
虐待・DV	虐待の恐れ、配偶者からの暴力により、家庭内での保育が困難である。	小学校就学前までの期間内で、左記の状況が継続している期間
育児休業 （就労で入所中の方）	育児休業をする際に、既に就労のため保育所等を利用中の児童がいて、当該子どもの発達上、継続利用が必要である。	育児休業を取得する子が1歳を迎える日の月末まで